

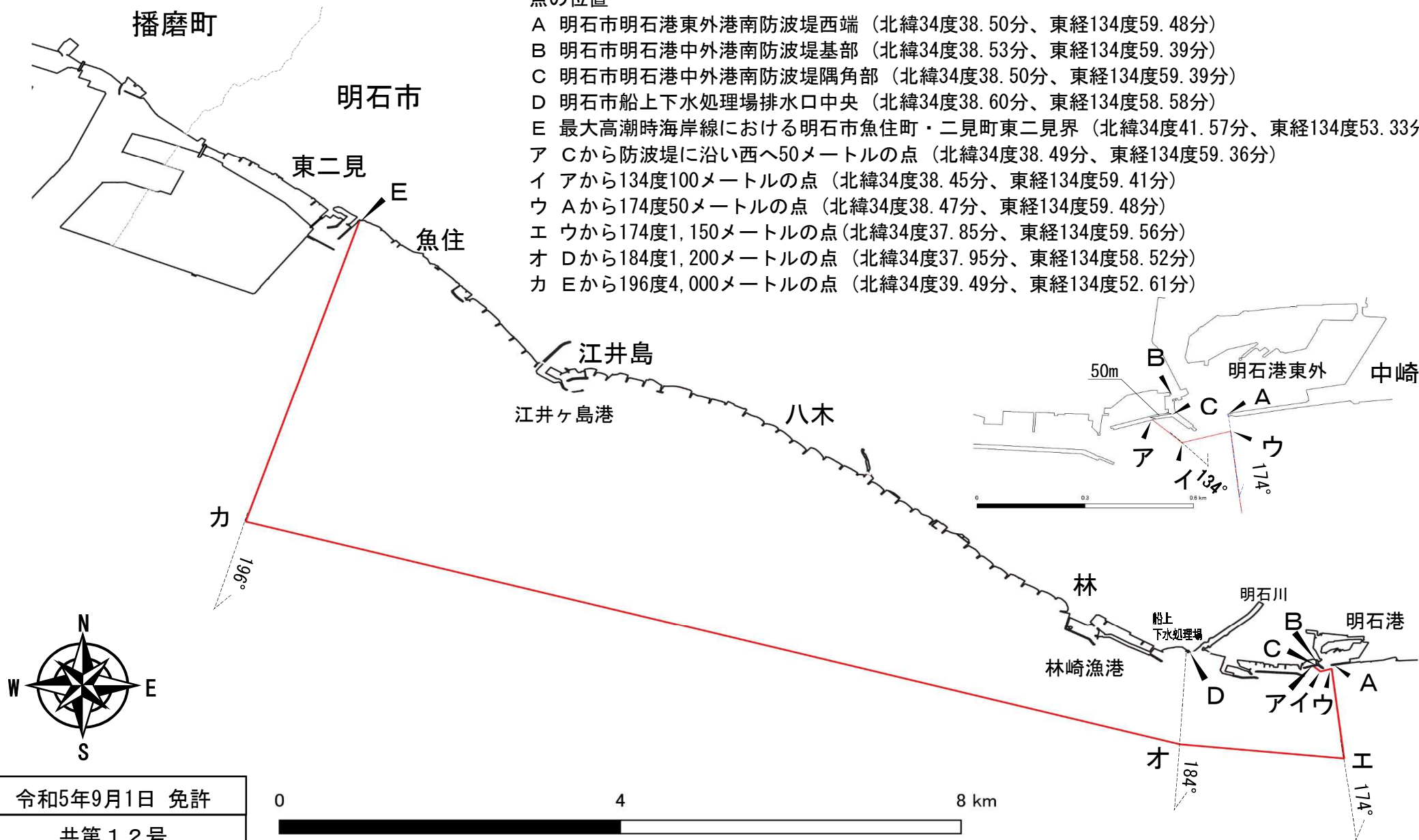
免許番号 共第12号

漁場の位置 明石市明石港中外港から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う。）並びにア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 明石市明石港東外港南防波堤西端（北緯34度38.50分、東経134度59.48分）
- B 明石市明石港中外港南防波堤基部（北緯34度38.53分、東経134度59.39分）
- C 明石市明石港中外港南防波堤隅角部（北緯34度38.50分、東経134度59.39分）
- D 明石市船上下水処理場排水口中央（北緯34度38.60分、東経134度58.58分）
- E 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界（北緯34度41.57分、東経134度53.33分）
- ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点（北緯34度38.49分、東経134度59.36分）
- イ アから134度100メートルの点（北緯34度38.45分、東経134度59.41分）
- ウ Aから174度50メートルの点（北緯34度38.47分、東経134度59.48分）
- エ ウから174度1,150メートルの点（北緯34度37.85分、東経134度59.56分）
- オ Dから184度1,200メートルの点（北緯34度37.95分、東経134度58.52分）
- カ Eから196度4,000メートルの点（北緯34度39.49分、東経134度52.61分）



令和5年9月1日 免許
共第12号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで		1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで		潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで		3	地びき網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	みるくい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	にし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第12号		摘 要			

免許番号		共第12号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	明石市林3丁目19番27号 林崎漁業協同組合 明石市岬町33番1号 明石浦漁業協同組合 明石市大久保町江井ヶ島418番地6 江井ヶ島漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	明石市林3丁目19番27号 林崎漁業協同組合 他2組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		